

令和2年3月7日
グローバル推進機構

国際交流会館で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について

1. 37.5度以上の発熱や、鼻汁・咽頭痛・咳・痰・全身倦怠感等のかぜ症状がある場合は、グローバル推進機構へ連絡する。

A棟・B棟（留学生用宿舎）：留学支援室（058-293-2137）

C棟（研究者用宿舎）：国際総務室（058-293-3350）

2. グローバル推進機構から、保健管理センター（058-293-2174）へ相談する。（連絡が取れない時間帯で緊急の場合は、3.へ）

【感染が疑われる場合】

3. グローバル推進機構から、岐阜市保健所地域保健課（058-252-7191）へ連絡し、指示に従って受診させる。

【感染が確定した場合】

4. 岐阜市保健所の指示を確認・把握し、「学校において予防すべき感染症」連絡受診メモを作成するとともに、所属部局や受入れ教員へ連絡し、修学や研究活動への影響を具体的に確認し、合理的配慮等について相談しておく。また、危機管理担当（総合企画部総務課 058-293-2007）にも連絡する。
5. 保健管理センター医師・看護師・保健師とともに、感染者と同一の建物（居住スペース）の状況を現場確認し、必要な入居者に対して感染者が発生したことを連絡して注意を促す。
(保健管理センターは、医療専門職が居住スペースを確認し、2週間の体調観察が必要な者を抽出して体温計・体温表を渡してくれる。)
6. 必要な入居者を別室（A棟1室、B棟1室、C棟2室を当面確保。C棟は追加も可）へ移して2週間の健康観察を開始する。また、感染者と上記入居者の居室や共用部分の消毒を速やかに実施するとともに、関係者に対して、手洗いの徹底、環境衛生整備の啓発周知を行う。消毒方法は、保健所ならびに保健管理センターの指導に従う。
7. 感染者には自室から出ないよう指示するとともに、食料や生活必需品の支援を行う。

8. 必要に応じて、派遣元大学や感染者の家族等へ連絡する。また、感染者が母国とコミュニケーションが取れるよう配慮する。

(その他)

1. 感染者と濃厚に接触した者の抽出や対応については、保健所の指示に従い、保健管理センターと協働して実施する。
2. 学内の感染発生状況は、保健管理センターで情報を収集してモニターし、感染拡大策の実施判断のためのデータ根拠を蓄積させる。

【新規渡日留学生への対応について】

国際交流会館 A 棟・B 棟への新規入居者（約 40 名）については、グローバル推進機構で受入日時をあらかじめ把握し、入居時に発熱と風邪症状の有無を確認する。

熱やかぜ症状がある場合→保健管理センターへ対応を相談する。

それらの症状がない場合→体温計と体温記入表を渡し、2 週間は体調確認するよう指導。

外務省の感染症危険情報レベル 1 以上の地域から入国又は経由した場合は、入国後 2 週間、不要不急の外出を行わないよう指導するとともに、症状が出た時点で直ちに報告するよう指示する。やむを得ず外出する場合はマスク着用と手指衛生の遵守が条件である。

※入国後 2 週間で体調変化なく経過したことが確認できれば、定期健康診断会場で健康診断を受けられる。(学内で受けられなかった場合は、後日、本学の契約健康診断業者施設へ行き受診)